

一般中小企業振興資金（マル札資金）

資 金 名		融 資 対 象	資金使途	融資限度額	融資期間 (うち据置期間)	融資利率	担 保	保証人	保証協会の保証
産業振興資金		中小企業者等	運転資金・設備資金 (市内の設備投資に限る)	2億円	運転資金 7年以内 設備資金12年以内 (2年以内)	年2.9%以内	必要に 応じて要	法人は必要に 応じて要、 個人は不要	必要に 応じて要
	短期サポート 特別枠	融資期間が1年以内の短期運転資金を必要とする中小企業者等	運転資金	5,000万円	1年以内	年2.6%以内			
札幌みらい資金		次のいずれかに該当する中小企業者等 (1) 「観光」「食」「IT」「クリエイティブ」「健康福祉・医療」に関連する者 (2) 女性の活躍を推進するための取り組みを行い、札幌市ワーク・ライフ・バランスplus企業認証の認証(ステップ2以上)を取得している者 (3) 国の「パートナーシップ構築宣言」に登録し、「パートナーシップ構築宣言」ポータルサイトにおいて、宣言を公表している者 (4) 国の「事業継続力強化計画基本方針」及び「事業継続力強化計画作成指針」で定める事業継続力強化計画又は連携事業継続力強化計画を策定し、中小企業等経営強化法に基づく北海道経済産業局の認定を受けた者 (5) 札幌SDGs先進企業認証制度の認証を取得している者、札幌未来牽引企業創出事業において、SAPPORO NEXT LEADING企業又はSAPPORO LEADING企業の認定を取得している者	運転資金 設備資金 (市内の設備投資に限る)	2億円	運転資金 7年以内 設備資金15年以内 (2年以内)	年2.4%以内			
小規模事業資金		小規模事業者等 ※資本金等が1,000万円以下又は常時使用従業員数20人 (商業・サービス業(宿泊業及び娯楽業は除く)は5人)以下の会社又は個人等		1,500万円	7年以内 (1年以内)	年1.9%以内	原則として 無担保		
小口資金		信用保証協会の「小口零細企業保証制度」を利用する小規模企業者		2,000万円	10年以内 (1年以内)	年2.2%以内			
景気対策 支援資金		(1) 信用保証協会の経営安定関連保証制度を利用する者		5,000万円	10年以内 (2年以内)	5年以内：年2.2%以内 10年以内：年2.4%以内	必要に 応じて要	保証付 (札幌市が信用保証料の1/4を補給します。)	
	原油・原材料高騰等対策特別枠	(2) 原油・原材料や人件費の高騰等により、最近3か月の売上総利益額(粗利益)の合計が前年同期の売上総利益額と比べて5%以上減少している者		5,000万円					

特 別 資 金

資 金 名	融 資 対 象	資金使途	融資限度額	融資期間 (うち据置期間)	融資利率	担 保	保証人	保証協会の保証
事 業 革 新 支 援 資 金	次のいずれかに該当する中小企業者等 (1) 事業再構築（新分野展開、事業転換、業種転換、業態転換又は事業再編のいずれか）に取り組む者 (2) 商店街等の活性化に資する事業に取り組む者 (3) 海外への販路拡大又は海外拠点の設置若しくは拡張に取り組む者。ただし、市内において設備や雇用の減少を伴う事業縮小を行わないものとする。 (4) 事業承継・引継ぎ支援センターや認定経営革新等支援機関などの支援を受け、事業承継に取り組む者。事業承継に伴い、株式や事業用資産等の取得など、事業活動の継続のために不可欠な多額の費用を要する事由が生じている中小企業者の代表者及び信用保証協会の特定経営承継準備関連保証の対象となる、事業を営んでいない個人を含む。	運転資金 設備資金 (市内及び海外の設備投資に限る)	2 億円	運転資金 7年以内 設備資金15年以内 (3年以内)	年1.9%以内	必要に応じて要	法人は必要に応じて要、個人は不要	必要に応じて要 (融資対象の(1)に該当する場合のみ、札幌市が信用保証料の1/2を補給します。)
								必要に応じて要
大型設備投資 支 援 資 金	設備投資額が5千万円以上の大型の施設等を設置若しくは増改築又は機械設備等の購入を行う中小企業者等	設備資金 (札幌圏の設備投資に限る)	5 億円	15年以内 流通団地及び工業団地内の場合は20年以内 (2年以内)	年2.0%以内			
創業・雇用創出 支 援 資 金	次の各号のいずれかに該当する者とする。 (1) 市内で創業する者及び創業後 5 年未満の中小企業者等 (2) 市内で 1 名以上雇用の創出を行った中小企業者等 (3) 国の全国统一制度である「スタートアップ創出促進保証制度」を利用する者	運転資金 設備資金 (市内の設備投資に限る)	5,000万円 (3)については3,500万円)	10年以内 (2年以内) (3)について、据置期間は1年以内)	年2.0%以内	必要に応じて要 (3)については無担保)	法人は必要に応じて要、個人は不要 (3)については不要)	必要に応じて要 (札幌市が信用保証料の1/4を補給します。)
カーボンニュートラル 推 進 資 金	次のいずれかに該当する中小企業者等 (1) 省エネルギー設備、省エネルギーに資する建築物又は再生可能エネルギー設備を導入する者 (2) 次世代自動車、V 2 H充電設備、基礎充電設備又は水素ステーションを導入する者 (3) 「環境（エネルギー）」に関連する事業を営んでいる、又はこれから営もうとする者	設備資金 (③のみ運転資金も可)	1 億円	15年以内 (2 年以内)	年1.9%以内	必要に応じて要	法人は必要に応じて要、個人は不要	必要に応じて要